

公園等施設補修業務に係る公募型見積り合せを実施するので、下記のとおり公告します。

令和8年6月1日

吹田市長 後藤 圭二

記

公募型見積り合せ実施要領

- 1 業務名称 公園等施設補修業務
- 2 業務場所 吹田市内一円
- 3 期 間 令和8年7月1日～令和9年3月31日
- 4 契約方法 単価契約
- 5 業務種類 土木一式工事または造園工事
- 6 業務概要 排水施設補修工一式
給水施設補修工一式
公園等施設補修工 一式
※本案件は、複数の受注者により契約期間内で当番を組む当番制である。なお、当番期間は、決定事業者数によって調整するものとする。
- 7 契約保証金 各発注段階時に、契約単価金額に業務指示数量を乗じて得た合計額に消費税相当額を加算した額の10%以上。
- 8 契約不適合期間 2年
- 9 主な保険等 以下に掲げる全て。
(1) 労働者災害補償保険
(2) 第三者に対する損害賠償保険
(1事故対人1名につき、3,000万円以上、かつ総額2億円以上)
- 10 参加資格 以下に掲げる要件を全て満足する者であること。
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 市内事業者（本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に市内本店で登載されている者）であり、参加希望工事種類が土木一式工事又は造園工事であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者）として登載後、1年を超えている者であること。
(3) 本市の令和8年度の競争入札参加有資格者等級格付けにおいて、土木一式工事

でCランク以上または造園工事で総合評点が700点以上の評点の認定を受けていること。

- (4) 土木一式工事または造園工事の建設業許可を有すること。
- (5) 建設業法第26条の規定による必要な技術者を現場に配置できること。ただし、公募型見積り合せ参加申請日（以下「申請日」という。）において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- (6) 現場代理人を常駐で現場に配置できること。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使の支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、書面による申請のうえ工事現場に常駐を要しないこととすることもできる。なお、申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- (7) 吹田市排水設備指定工事店及び吹田市指定給水装置工事業者の指定を受けていること。
- (8) 緊急時に対応できるよう、重機及び技術者等について、下記項目全てを満たすことが書類で証明できること。
 - ア バックホウ（バケット容量平積0.06 m³以上）1台以上及びダンプトラック（積載重量2t以上）1台以上を保有していること。ただし、6ヶ月以上の長期賃貸借（リース又はレンタル）による保有でもよい。
 - イ アの重機の運転資格者を有し、かつ重機の保管場所を本市内、又は市外においては吹田市の重心付近である吹田市立佐井寺小学校（吹田市佐井寺3丁目3番地先）を中心とする半径10kmの円内に、自社所有地又は借地（重機のリース会社等の敷地は認めない。）により保有していること。
 - ウ 営業所の専任の技術者とは別に、申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1上覧に掲げる「土木一式工事」に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）が1名以上在籍していること。
 - エ 申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある2名以上の常用労働者が在籍していること。ただし、ウの技術者として申請した者を除く。
- (9) 公告の日から見積書受付期間の最終日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 公告の日から見積書受付期間の最終日までの間、吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (11) 事業協同組合にあっては、組合員のすべてが、前記(9)、(10)に該当する者であること。

(12) 本実施要領に定める業種について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

(13) 建設業法施行規則第18条の2に違反していないこと。

(14) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

11 公募型見積り合せ参加手続き

(1) 本見積り合せの参加希望者は、下記アからサの書類を吹田市土木部一般競争入札ホームページからダウンロードして必要事項を記載し、提出すること。なお、期限までに提出しない者は、本見積り合せに参加することはできない。

提出書類：各1部

ア 「令和8年度公園等施設補修業務に係る公募型見積り合せ参加申請書（様式1号）」

イ 重機保有及び資材状況調書（様式2号その1）及び証明書類

ウ 重機保有状況調書（様式2号その2）及び証明書類

エ 重機保有状況調書（様式2号その3）及び証明書類

オ 技術者名簿・経歴書（様式3号）及び証明書類

カ 常用労働者名簿（様式4号）及び証明書類

キ 参加資格確認申請に係る添付資料

ク 配置予定技術者等調書（実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書も提出すること。）

ケ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的（入札参加資格確認申請日において3ヶ月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの

コ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

(2) 公募型見積り合せ心得書については、本市ホームページで確認すること。

(3) 提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 令和8年6月2日（火）から令和8年6月10日（水）

（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

提出先 土木部総務交通室（吹田市総合防災センター7階）

提出方法 見積り合せ参加希望者の持参により提出。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(4) 提出された添付資料については、返却しない。

12 公募型見積り合せ参加資格確認審査及び結果の通知

参加資格の確認の結果、参加資格が「有」の者には、電話にて連絡する。

連絡日時 令和8年6月12日（金）午前9時から正午の間に連絡

13 仕様書等の交付

吹田市土木部一般競争入札ホームページからダウンロードすること。

※申請受付期間内に申請がない者又は参加資格確認の結果、参加資格が「無」と認め

られた者は見積り合せに参加することができない。

14 見積り合せの延期又は中止

特別な事情がある場合には、見積り合せを延期又は中止することがある。

15 質疑応答

(1) 仕様書等に関し質疑がある場合については、吹田市土木部一般競争入札ホームページから質疑書を様式ダウンロードし電子メールにより提出すること。なお、ファイル形式はMicrosoft Excel 又はPDFとし、送信の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。また、質疑には商号又は名称を特定する記載及び見積金額に関する記載は行わないこと。

(2) メールアドレス doukan-soumu@city.suita.osaka.jp

(3) 質疑受付締切日時 令和8年6月10日(水)午後5時30分まで

(4) 質疑があった場合、その回答については、本市ホームページに掲載する。

(5) 回答掲載開始日 令和8年6月12日(金)午後3時以降

16 見積書の提出期間、場所及び提出方法

(1) 提出期間 令和8年6月15日(月)から令和8年6月19日(金)
(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(2) 提出場所 土木部総務交通室(吹田市総合防災センター7階)

(3) 提出方法 見積り合せ参加希望者の持参により提出。郵送又は電送等によるものは、受け付けない。

17 見積り合せの辞退

(1) 見積り合せを辞退する場合は、見積書受付期間中にいつでも辞退することができる。ただし、見積書の提出後は、辞退することができない。

(2) 見積り合せを辞退する場合は、見積り合せ辞退届を、持参により、土木部総務交通室に提出するものとする。

(3) 辞退届の提出後は、当該辞退届を撤回することはできない。

(4) 見積り合せを辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

18 決定方法

有効な見積書を提出した者のうち、最低の価格(予定価格以下最低制限価格以上)を参考に、本市が交渉する単価を決定する。決定した単価を有効な見積書を提出した者全ての者に提示し、その単価で契約締結を希望する全ての者と同意書を交わし、契約を締結する。

業務発注時の金額については、契約単価に発注時の指示数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の合計金額に、当該合計金額の100分の10に相当する金額(消費税及び地方消費税相当額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

結果通知日及び通知方法 令和8年6月23日(火)午前9時から正午の間に電話にて連絡する。連絡があった者へは、メールにて同意

書等を送付する。

交渉日時及び場所 令和8年6月24日（水）正午まで
（同意書の提出日時及び場所） 吹田市総合防災センター7階 総務交通室

- 19 見積りの無効 「吹田市公募型見積り合せ心得書（事前審査型）」第9条に該当する場合
- 20 契約の締結等 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する
- 21 決定の取消し 「吹田市公募型見積り合せ心得書（事前審査型）」第13条に該当する場合
- 22 その他

- (1) 見積り合せ参加者は、「吹田市公募型見積り合せ心得書（事前審査型）」、本要領、本市財務規則等を承認のうえ参加すること。
- (2) 公募型見積り合せに参加するために必要な書式は、市のホームページからダウンロードすること。

23 問い合わせ先

吹田市佐竹台1丁目6番3号
吹田市土木部総務交通室（吹田市総合防災センター7階）
電話（直通）06-6872-1651